

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>はじめに</p> <p>明治30年の伝染病予防法の制定以来100年余りが経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進歩等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、国においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、同法第9条に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号。以下「感染症基本指針」という。）、同法第11条に基づく「特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症についての指針」（以下「特定感染症予防指針」という。）が順次定められたところである。</p> <p>本県では、同法第10条の規定に基づき、感染症基本指針に則して平成11年に「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（奈良県感染症予防計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、平成16年に重症急性呼吸器症候群（SARS）等への対応等を踏まえた改定を行い、本計画に基づき感染症対策を推進してきた。また、結核については、平成17年に策定した「奈良県結核予防計画」に基づき対策を講じてきた。</p> <p>このたび、感染症基本指針、特定感染症予防指針の改正に即して本計画を見直すとともに、特定感染症予防指針に基づいて本県で作成された結核を含む各種感染症についての対策について本計画に統合し、本県の保健医療体制の変化にも対応するよう全面改定を行った。</p> <p>今後は、本計画に基づいて、総合的な感染症対策を推進する。</p>	<p>はじめに</p> <p>明治30年の伝染病予防法の制定以来100年余りが経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エイズや重症急性呼吸器症候群（SARS）等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続きの保障等を行う透明で公正な行政についても、新しい時代の感染症対策の本質的な要素として求められている。</p> <p>このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直すとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、地域の実情に即した感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、感染症に関する調査及び研究の推進、人材の養成、啓発や知識の普及などを積極的に進めるとともに、国や他の地方公共団体との連携と役割分担を明確にして、感染症対策を総合的に推進する必要がある。</p> <p>こうしたなか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月法律第114号以下「法」という。）第10条の規定に基づき「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（奈良県感染症予防計画）」を策定した。</p> <p>今後は、この計画に基づいて、新しい感染症対策を推進する。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第一 感染症の予防の推進の基本的な考え方</p> <p>1. 事前対応型行政の構築</p> <p><u>感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集・分析並びに公表（感染症発生動向調査）を適切に実施するための体制の整備、国が定めた感染症基本指針や特定感染症予防指針及び本県が定めた本計画に基づき取組を通じて、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の施策を推進する。</u></p> <p>2. 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策</p> <p><u>今日、多くの感染症の予防や治療が可能になってきているため、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析と、その結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報を県民へ積極的に公表を進めつつ、県民一人ひとりに対する予防を強化するとともに、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。</u></p> <p>3. 人権の尊重</p> <p>(1) 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な治療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。</p> <p>(2) 感染症に関する個人情報保護には十分留意する。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。</p>	<p>第一 感染症対策の推進の基本的な考え方</p> <p>1. 事前対応型行政の構築</p> <p>新しい時代の感染症対策においては、感染症が発生してから防疫措置を講ずるといった事後対応型行政から、新法に記載する感染症発生動向調査体制の整備、基本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通して、ふだんから感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政に転換する。</p> <p>2. 県民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策</p> <p>今日、多くの感染症の予防・治療が可能になってきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症情報の収集及び分析とその結果の県民への公表を進めつつ、県民一人一人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換する。</p> <p>3. 人権への配慮</p> <p>(1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な治療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。</p> <p>(2) 感染症に関する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、患者等の人権が損なわれることがないように努める。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>4. 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応</p> <p>感染症が発生すると周囲へまん延する可能性があることから、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の確かな把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、国や県の関係部局、県内外の地方公共団体、医師会等関係団体等と適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。また、国の基本指針や特定感染症予防指針及び本計画に基づき、必要に応じて各種ガイドラインやマニュアル等を策定し周知することにより、健康危機管理体制の構築を行う。</p> <p>5. 関係機関等の役割</p> <p>(1) 県及び保健所設置市(県等)の役割</p> <p>1) 県は、施策の実施にあたり、地域の特性に配慮しつつ、国や他の地方公共団体と相互に連携して、国際的動向を踏まえた感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずる。また、感染症の患者等の人権を尊重し、正しい知識の普及、情報の収集・分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する。</p> <p>2) 県は、保健所設置市と相互に連携して感染症対策を行う。</p> <p>3) 県は、保健所を地域における感染症対策の中核機関として、また保健研究センターについては感染症の技術的かつ専門的機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分果たせるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進める。</p>	<p>4. 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応</p> <p>感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があることから、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った正確な発生状況の把握と迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、県は奈良県健康危機管理基本指針に基づき、体制整備とともに、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、国や地方公共団体、医師会等医療関係団体等と適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。</p> <p>5. 奈良県の果たすべき役割</p> <p>(1) 県は、国や他の公共団体と施策の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、差別や偏見の解消、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等感染症対策に必要な基盤を整備する。この場合、県は感染症の患者等の人権に配慮する。</p> <p>(2) 県は、保健所を設置する市と相互に連携して感染症対策を行う。</p> <p>(3) 県は、保健所を地域における感染症対策の中核機関として、また県衛生研究所については県における感染症の技術的かつ専門的機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分果たせるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進める。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>4) 県は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら対策を行う。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくよう努める。</p> <p>5) <u>保健所設置市は、感染症法上、県と同等の権限を有するため、主体的に感染症対策を実施するとともに、県と相互の連携を強化して対策を講じる。一類感染症、新感染症及び広域的な対応が必要と思われれば二類から五類までの類型感染症が生じた場合の患者情報の公表や予防及びまん延防止対策等に関しては、県が主体となって実施する。</u></p> <p>(2) 県民の果たすべき役割 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないように努める。</p> <p>(3) 医師等の果たすべき役割 1) 医師及びその他の医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国や県の施策に協力するとともに、感染症の的確な診断による感染症の早期発見に努め、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。 2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>(4) 県は、複数の都道府県等の広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣や、ヒト、モノの移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら対策を行う。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>6. 県民の果たすべき役割 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。また、感染症の患者等について、差別や偏見によって患者等の人権を損なわないように努める。</p> <p>7. 医師等の果たすべき役割 (1) 医師その他の医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え感染症の専門的立場で国及び県の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を提供するよう努める。 (2) 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>(4) 獣医師等の果たすべき役割</p> <p>1) 獣医師その他の獣医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、<u>獣医師関係者の立場で国や県の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。</u></p> <p>2) 動物取扱業者は、<u>県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体(以下「動物等」という。)が感染症を人に感染させることがないよう、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>※<u>動物取扱業者とは、動物又はその死体の輸入、保管、貸出、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。<感染症法第5条の2第2項></u></p> <p>(5) 学校等の果たすべき役割</p> <p>学校等は、<u>教育活動の中で、児童や生徒等に対し、感染症の予防に関する正しい知識を身につけ、感染症の患者等に対し偏見や差別が生じないよう教育に努める。また、保育施設や学校等、若い世代が集団生活をすることは感染症の集団発生が生じやすい場所であるため、その予防及びまん延防止対策を行う。</u></p> <p>6. <u>情報公開と個人情報保護</u></p> <p><u>感染症に関する情報については、県民が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供することを原則としつつ、個人情報を最大限に保護する。</u></p>	<p>8. 獣医師等の果たすべき役割</p> <p>(1) 獣医師その他の獣医療関係者は、<u>6.に定める</u>県民の果たすべき役割に加え、<u>獣医師関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>動物取扱業者(法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。)</u>は、<u>6.に定める</u>国民の果たすべき役割に加え、<u>自らが取り扱う動物及びその死体(以下「動物等」という。)</u>が感染症を人に感染させることがないよう、<u>感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>9. 学校の果たすべき役割</p> <p>学校は、若い世代の<u>集団生活の場</u>であることから、<u>感染症の発生動向には十分注意を払うとともに、教育活動の中で感染症予防に関する正しい知識を身につけさせ、差別や偏見の解消に資する。</u></p> <p>10. <u>情報公開と個人情報保護</u></p> <p><u>感染症に関する情報公開に当たっては、県民の信頼を確保するため、情報の公開を原則としつつ、個人のプライバシーを最大限に保護する。また、医療機関又は医療関係団体に対しその徹底を図る。</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>7. 予防接種</p> <p>予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性者対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性者対策を受け持つ重要なものである。そのため、<u>市町村や医師会等の関係団体と連携し、定期の予防接種の接種率の向上を図るとともに、地域の予防接種を支援するための中核機能を担う医療機関として「予防接種二・三次医療機関」等の整備を行う。</u>市町村は、地域の医師会等と十分な連携を図り、<u>地域の実情に応じた予防接種実施体制の整備に努めつつ、予防接種を実施していく。</u>さらに、<u>県及び市町村は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ積極的に予防接種を推進する。</u>また、学校教育の場においても<u>予防接種に関する正しい知識を身につけさせる。</u></p> <p>8. 特定感染症予防指針との関係</p> <p><u>結核など、特に総合的な予防施策を推進する必要がある感染症に関しては、国が定める特定感染症予防指針に則して、各種ガイドライン等を整備し、県の施策を推進していく。</u></p> <p>9. 計画の見直し</p> <p><u>国が定めた基本指針や特定感染症予防指針が変更された場合は、県は本計画に再検討を加え、変更の必要があると認めるときは、あらかじめ市町村長及び医師会等の診療に関する学識経験者の意見を聴いたうえで、奈良県感染症委員会との審議を得て、変更するものとする。</u></p> <p><u>県が本計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、変更の必要があると認めるときも同様とする。</u></p>	<p>11. 予防接種</p> <p>予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性者対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性者対策を受け持つ重要なものである。そのため、<u>ワクチンに有効性及び安全性の評価を十分行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ積極的に予防接種を推進する。</u>また、学校教育の場においても<u>予防接種に関する正しい知識を身につけさせる。</u></p> <p>12. 特定感染症予防指針との関係</p> <p>総合的に予防のための施策を推進する必要があるインフルエンザ、後天性免疫不全症候群及び性病に関しては、<u>予防計画によるもののほか、国が定める特定感染症予防指針に即して具体的な施策を推進する。</u></p> <p>13. 感染症を取り巻く状況に即した感染症対策の推進</p> <p><u>国の定める基本指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加えるものとされており、感染症の流行状況、医学医療の進歩の推移、国際交流等の進展状況も勘案しつつ検討するものとされており、これに併せてこの計画についても、感染症の状況に即して必要と認められる場合はその都度再検討を加える。</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第三 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の発生の予防のための対策においては、事前対応型行政の構築を中心として、<u>国との連携を図りながら具体的な感染症対策を企画、立案、実施するとともにその評価を行う。</u></p> <p>(2) 感染症の発生の予防のため日常行われる主たる施策は、<u>感染症発生動向調査であるが、さらに、平時における食品衛生対策、環境衛生対策、検疫所における感染症の国内への侵入防止対策等について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら総合的に推進する。</u></p> <p>(3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、<u>予防接種法に基づき、適切に予防接種が行われるよう実施体制を整備する。また、市町村に対して、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種を推進するなど、対象者が接種をより安心して受けられる環境の整備を促すとともに、県民が予防接種を受けられる機関等についての情報を積極的に提供する。</u></p> <p>(4) <u>結核やヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染症等の慢性感染症に対しては、定期健康診断の徹底や保健所等による検査機会の提供により、感染者を早期に見し、治療につなげることで感染拡大を防止する。</u></p>	<p>第二 地域の表情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項</p> <p>I. 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の発生の予防のための対策においては、特に、事前対応型行政の構築や患者等への人権の配慮などを念頭におきつつ、<u>国との連携を図りながら感染症対策を企画、立案、実施するとともにその評価を進める。</u></p> <p>(2) 感染症の予防のため日常行われる主たる施策は、<u>感染症発生動向調査であるが、さらに、平時における食品保健対策、環境衛生対策、その他感染症の国内への侵入防止対策について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら総合的に推進する。また、患者発生後の対応は、<u>感染症のまん延の防止の観点から、新法に記載する措置を適切かつ迅速に行う。</u></u></p> <p>(3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、適切に予防接種が行われている体制を整備する。また、市町村に対して地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種を推進するなど、対象者が地域で接種をより安心して受けられる環境の整備を促す。県民が予防接種を受けられる機関等についての情報を積極的に提供していく。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>2. 感染症発生動向調査</p> <p>(1) <u>感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進にあたり、最も基本的な事項である。感染症法に基づき実施主体である県は、感染症に関する情報を収集し、分析し、県民や医療関係者に対して公表する。</u></p> <p>(2) <u>二類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型コロナウイルスエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系を進めていくことが不可欠である。県等は、感染症法に基づく届出の義務について、医師会等関係団体を通じて医療機関の医師に周知を行い、また感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られるよう体制を整備する。〈感染症法第12条〉</u></p> <p>(3) <u>感染症法に規定する指定の医療機関については、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるよう指定する。〈感染症法第14条第1項、第14条の2第1項〉</u></p> <p>(4) <u>県等は、感染症法に基づく届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、保健研究所、動物衛生部門等が相互に連携して速やかに積極的疫学調査を実施するとともに必要な措置を講ずる。〈感染症法第13条〉</u></p> <p>(5) <u>一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、感染症法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延防止並びに患者に対する良質な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があるため、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師からの届出については適切に実施されることが求められる。また、二類感染症、三類感染症、四類感染</u></p>	<p>2. 感染症発生動向調査</p> <p>(1) 県は、感染症の予防に関する諸施策を推進すると同時に、感染症に関する情報を収集、分析し、県民や医師等医療関係者に対して公表する。</p> <p>(2) 1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症及び5類感染症の届け出や定点把握に基づく情報収集、分析及び公表については、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系を進める。</p> <p>(3) 第12条の規定による届出義務や法14条の規定による感染症動向調査について、県医師会、県病院協会等関係機関の理解と協力を得ながら、現場の医師等にも本事業の重要性について啓発を行う。</p> <p>(4) 指定届出医療機関の指定に当たっては、感染症の種類ごとに定量的な罹患率の推定をできるような体制を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>症及び五類感染症の疑似症についても、県が指定する届出機関からの届出が適切に実施されることが求められる。＜感染症法第12条、第14条＞</p> <p>(6) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるとともに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有していることから、保健研究センターを中心として、病原体に関する情報が統一的に収集・分析及び公表される体制を構築する。</p> <p>また、保健研究センターは、必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析に努める。＜感染症法第15条＞</p> <p>(7) 新型インフルエンザ等が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるために、県は、行動計画を定め、国内外の情報収集に努める。</p> <p>(8) 海外の感染症情報の収集については、保健研究センターを中心として国立感染症研究所など関係各機関と連携しながら、積極的に進める。</p> <p>(9) 上記感染症発生動向調査事業を推進するため、県感染症情報センターを保健研究センターに設置し、感染症情報を専門的、総合的に分析し評価できる体制を整備する。</p> <p>3. <u>結核に係る定期の健康診断</u></p> <p>高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業に従事している者等の定期の健康診断について、県等は、感染症法に基づき、市町村及び事業者等に対し実施報告の提出を求める。患者を早期発見し感染拡大を防止するために、健康診断未実施の機関に対しては、健康診断の実施について指導を行う。＜感染症法第53の2、第53の7＞</p>	<p>(5) 感染症の病原体の迅速かつ正確な情報は、患者への良質かつ適切な医療の提供や感染症のまん延の防止のために極めて重要な意義を有していることから、県は県保健環境研究センターを中心として、検査体制を整備する。</p> <p>また、県保健環境研究センターは、必要に応じて医療機関の協力も得ながら、病原体の収集・分析に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 海外の感染症情報の収集については、県保健環境研究センターを中心として国立感染症研究所など関係各機関の役割分担のもとに、積極的に進めていく。</p> <p>(7) 上記感染症発生動向調査事業を推進するため、県感染症情報センターを県保健環境研究センターに設置し、感染症情報を専門的、総合的に分析し評価できる体制を整備する。</p> <p>(新設)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>4. <u>感染症対策と食品衛生、環境衛生及び動物衛生対策の連携</u></p> <p>(1) <u>飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防にあたっては、食品の検査や監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となり、両部門の役割分担と連携により効果的かつ効率的に推進する。</u></p> <p>(2) <u>水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を行うにあたっては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等(以下「<u>感染症媒介昆虫等</u>」という。)の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図りながら推進する。</u></p> <p><u>平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で実施する。駆除にあたっては、過剰な消毒や駆除とならないよう配慮する。</u></p> <p>(3) <u>動物由来感染症の予防及びまん延の防止のため、<u>感染症対策部門は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう獣医師等に対し、感染症法に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と医師会や獣医師会等の関係機関が連携し、県民に対して情報の提供を行う。</u>〈<u>感染症法第13条</u>〉</u></p>	<p>3. <u>感染症対策と食品保健対策の連携</u></p> <p>県は、感染症の発生予防対策を進めるにあたっては、<u>感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携を図るよう努める。</u></p> <p><u>すなわち、飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防や食品の検査や監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公開や指導については感染症対策部門が主体となり推進していく。</u></p> <p>4. <u>感染症対策と環境衛生対策の連携</u></p> <p>(1) <u>県は、水や空調設備、ねずみ族、昆虫又は野鳥等を介する感染症の発生の予防対策を行うに当たっては、<u>感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図りながら、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等を行う。</u></u></p> <p>(2) <u>市町村等が行う感染症媒介昆虫等の駆除は、<u>感染症対策の観点から</u>も重要であるが、<u>駆除に当たって、過剰な消毒や駆除とならないよう</u>配慮する。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>また、家さん(鶏、あひる、うずら又は七面鳥)を介する感染症の発生の予防対策を行うに当たっては、感染症対策部門と家畜衛生部門の連携を図りながら、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関連業種への指導等を行う。</p> <p>5. 関係各機関及び関係団体との連携 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、県等の感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図ることを基本に、学校、社会福祉施設、企業等の関係機関及び団体等との連携を強化する。さらに、<u>国と県等及び市町村の連携</u>や、<u>医師会等の医療関係団体との連携を強化</u>する。</p>	<p>5. 感染症対策と家畜衛生対策の連携 県は、家さん(鶏、あひる、うずら又は七面鳥)を介する感染症の発生の予防対策を行うに当たっては、感染症対策部門と家畜衛生部門の連携を図りながら、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関連業種への指導等を行う。</p> <p>6. 関係各機関及び関係団体との連携 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、県や市町村の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくことが基本であるが、さらに、学校、企業又は医師会等関係団体並びに地方公共団体相互間の連携体制も構築する。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症のまん延防止対策の実施にあたっては、健康危機管理の視点に立ち、患者等の人権を尊重し、迅速かつ的確に対応することが重要である。また、県民一人一人の予防及び良質な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図る。</p> <p>(2) 感染症のまん延の防止のため、<u>感染症発生動向調査や積極的疫学調査等を適切に実施し、これによって得られた情報</u>の公表等を行うことにより、<u>患者等を含めた県民及び医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うよう促す。</u></p> <p>(3) <u>入院措置や就業制限など一定の行動制限を伴う対策を行うにあたっては、必要最小限のもの</u>とすべきであり、<u>患者等の人権を尊重する。</u></p> <p>(4) 対人措置及び対物措置を実施するにあたっては、<u>感染症発生動向調査や積極的疫学調査</u>等により収集された情報を適切に活用する。</p> <p>(5) 特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の府県との役割分担及び連携体制について、あらかじめ構築しておく。</p> <p>(6) 複数の府県にまたがり感染症がまん延した場合には、国の技術的援助等を活用するとともに、国や他の府県との連携体制をあらかじめ構築しておく。</p>	<p>II. 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症のまん延防止対策の実施にあたっては、健康危機管理の視点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重する。また、県民一人一人の予防及び良質な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図る。</p> <p>(2) 感染症のまん延の防止のため、<u>国及び県が感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、県民は自ら予防に努め、健康を守る努力を行うよう促す。</u></p> <p>(3) <u>入院勧告等の入院に係ることや就業制限など、県は、一定の行動制限を伴う対策を行うにあたっては、必要最小限のもの</u>とすべきであり、<u>患者等の人権への十分な配慮が必要である。したがって、社会全体の予防の推進の観点からは早期入院、早期治療が重要であるが、その措置の実施に関しては医療関係者による十分な説明と患者等の同意による入院及び治療に基づくことを原則とする。</u></p> <p>(4) 対人措置及び対物措置を実施するにあたっては、<u>県は、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。</u></p> <p>(5) <u>事前対応型行政を進める観点から、県は、特定の地域に感染症が集団発生した場合、まん延の防止のため医師会等の医療関係団体や近隣の府県との役割分担及び連携体制について、あらかじめ構築しておく。</u></p> <p>(6) 複数の府県にまたがり感染症がまん延した場合には、国の技術的援助等を積極的に活用するとともに、国や他の府県との連携体制をあらかじめ構築しておく。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>(7) 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、予防接種法に基づく臨時の予防接種に係る指示等を行う。＜<u>予防接種法第6条</u>＞</p> <p>2. 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院(対人措置)</p> <p>(1) <u>対人措置を講ずるにあたっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限にとどめるとともに、審査請求に係る教示等の手続及び感染症法に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。＜<u>感染症法第20条第6項</u>＞</u></p> <p>(2) <u>検体の提出もしくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症もしくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者もしくは無症状病原体保有者もしくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、又は新感染症の所見がある者もしくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。</u></p> <p>(3) <u>健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、必要に応じて、情報の公表を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けよう勧奨する。</u></p> <p>(4) <u>就業制限については、その対象者の判断に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、対象者やその他の関係者に対してこのことの周知を行う。</u></p>	<p>(7) 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、<u>県は、...</u> 予防接種法第6条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする。</p> <p>2. 対人措置の発動</p> <p>(1) 健康診断、就業制限及び入院措置の適用に当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権への配慮の観点から必要最小限にとどめるとともに、審査請求に係る手続を厳正に行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のあるものを対象とすべきである。また、<u>法に基づく健康診断の勧告以外にも、...</u> 知事等が情報の公表を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けよう勧奨する。</p> <p>(3) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、<u>県は対象者その他の関係者に対し、このことの周知を行う。</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>(5) 入院勧告を行う際には、保健所長から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、十分な説明を行う。また、保健所は入院勧告等を実施した場合、講じた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。</p> <p>入院後は、<u>感染症法に基づき処遇についての苦情の申出や、必要に応じて十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。</u></p> <p>(6) 入院勧告等に係る患者等が<u>感染症法に基づき退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。</u>＜<u>感染症法第22条第3項</u>＞</p> <p>3. 感染症の診査に関する協議会 感染症の診査に関する協議会（以下「<u>感染症診査協議会</u>」という。）は、「奈良県感染症診査協議会条例」等に基づき表1のとおり設置する。感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことはもとより、患者等への医療及び人権の尊重の視点が重要であることから、この趣旨を十分に考慮して協議会の委員を任命する。</p>	<p>(4) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。県においては、入院後も、必要に応じて十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。</p> <p>入院勧告を行う際に際しては、患者等に対して、入院の理由はもちろんのこと、退院請求や審査請求に関することについても、十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合においては、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。</p> <p>(5) 入院勧告等に係る患者等が新法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、知事は、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。</p> <p>3. 感染症の診査に関する協議会 (1) 感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことはもとより、患者等への医療及び人権への配慮を行う。知事は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分考慮し人選すること。 診査協議会は、奈良県感染症診査協議会条例に基づき表1のとおり設置する。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧																													
<p>表 1 感染症の診査に関する協議会(平成 29 年 4 月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">管轄市町村域</th> <th style="width: 40%;">設置保健所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郡山保健所感染症診査協議会</td> <td>大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町</td> <td>郡山保健所</td> </tr> <tr> <td>中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会</td> <td>上記を除く全市町村 (奈良市除く)</td> <td>中和保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(奈良県所管分)「奈良県感染症診査協議会条例」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">管轄市町村域</th> <th style="width: 40%;">設置保健所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市感染症診査協議会</td> <td>奈良市</td> <td>奈良市保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(奈良市所管分)「奈良市感染症診査協議会条例」</p> <p>4. <u>消毒等の措置(対物措置)</u> 消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるにあたって、<u>県等及び県の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくように努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮し必要最小限とする。</u></p>	名 称	管轄市町村域	設置保健所	郡山保健所感染症診査協議会	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	郡山保健所	中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会	上記を除く全市町村 (奈良市除く)	中和保健所	名 称	管轄市町村域	設置保健所	奈良市感染症診査協議会	奈良市	奈良市保健所	<p>表 1 保健所感染症診査協議会設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">二次医療圏</th> <th style="width: 80%;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良</td> <td>奈良市保健所感染症診査協議会</td> </tr> <tr> <td>東和</td> <td>桜井保健所感染症診査協議会</td> </tr> <tr> <td>西和</td> <td>郡山保健所感染症診査協議会</td> </tr> <tr> <td>中和</td> <td>葛城保健所感染症診査協議会</td> </tr> <tr> <td>南和</td> <td>吉野保健所感染症診査協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内吉野保健所感染症診査協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>※診査協議会管轄区域は、奈良県保健所設置条例（昭和 27 年 5 月奈良県条例第 25 号）に基づき管轄区域とする。</p> <p>4. 対物措置の発動 個人や団体の所有物に対して、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たって、<u>県は市町村と連携のもとに、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくように努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮し必要最小限のものでなければならぬ。</u></p>	二次医療圏	名 称	奈良	奈良市保健所感染症診査協議会	東和	桜井保健所感染症診査協議会	西和	郡山保健所感染症診査協議会	中和	葛城保健所感染症診査協議会	南和	吉野保健所感染症診査協議会		内吉野保健所感染症診査協議会
名 称	管轄市町村域	設置保健所																												
郡山保健所感染症診査協議会	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	郡山保健所																												
中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会	上記を除く全市町村 (奈良市除く)	中和保健所																												
名 称	管轄市町村域	設置保健所																												
奈良市感染症診査協議会	奈良市	奈良市保健所																												
二次医療圏	名 称																													
奈良	奈良市保健所感染症診査協議会																													
東和	桜井保健所感染症診査協議会																													
西和	郡山保健所感染症診査協議会																													
中和	葛城保健所感染症診査協議会																													
南和	吉野保健所感染症診査協議会																													
	内吉野保健所感染症診査協議会																													

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>5. 積極的疫学調査</p> <p>積極的疫学調査は、</p> <p>①<u>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生し、又は発生した疑いがある場合、</u></p> <p>②<u>五類感染症の発生状況に異状が認められる場合、</u></p> <p>③<u>国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、</u></p> <p>④<u>動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、</u></p> <p>⑤<u>その他、県等が必要と認める場合</u></p> <p>に的確に行う。<感染症法第 15 条第 1 項></p> <p>調査の実施にあたって、<u>保健所、保健研究センター、動物衛生部門等が密接な連携を図り、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（国立国際医療研究センター）、他の都道府県等の協力を求め、地域における流行状況の把握や、<u>感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。緊急時に</u>において、<u>国が積極的疫学調査を実施する場合には、必要な情報の収集を行い国に協力する。</u></u></p> <p>6. 指定感染症への対応</p> <p>指定感染症については、<u>その有する感染力や重篤性等を勘案して健康危機管理の観点から緊急避難的に指定されるものであることから、国からの技術的な指導・助言のもとに対応する。また、県民に対し、正しい情報を提供し、まん延の防止に努める。</u></p>	<p>5. 積極的疫学調査</p> <p>積極的疫学調査は、1類感染症、2類感染症、3類感染症、及び4類感染症の患者が発生した場合又は5類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合に行うが、<u>この他にも、国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合又は感染症を媒介すると疑われる動物についての調査が必要なる場合等個別の事例に応じ、適切に判断を行うとともに必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療センター、他の都道府県の地方衛生研究所等をはじめ他の専門的研究機関の協力を求め、地域における詳細な流行状況の把握や感染経路の探求を迅速に進めていく。</u></p> <p>6. 指定感染症への対応</p> <p>指定感染症については、<u>感染力や重篤性等の健康危機管理の観点から、対策の方法が確立されるまでの間、緊急避難的に設けられたものであることから、感染症やその他の関連分野の専門家からなるチームを構成して調査を実施する等の体制を整備しておくことはもちろんのこと、国と十分な連携のもとに対処する。さらに、県民に対し、正しい情報を提供しまん延の防止に努める。</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>7. 新感染症への対応</p> <p>新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性があり、病原体が不明であるという特徴を有するものであり、その発生時においては、指定感染症の場合と同様に、国からの技術的な指導・助言のもとに対応する。</p> <p>8. 関係部門・機関が実施する対策との連携</p> <p>(1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合に、保健所長等の指揮のもとに、食品衛生部門と感染症対策部門が相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門は一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、原因食品の営業停止等の行政措置を行うとともに、感染によるまん延の防止のため、感染症対策の公表等必要な対策を講じる。原因となる食品等の究明にあたっては、保健所は、保健研究センター、国立試験研究機関等と連携して対応する。</p> <p>(2) 水や空調設備、ねずみ族や昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため、感染症対策部門は環境衛生部門との連携を図る。</p>	<p>7. 新感染症への対応</p> <p>新感染症は、感染力が強く重大な被害をもたらす1類感染症と同様の危険性があり、病原体が不明であるといった特徴を有するものであり、その発生時においては、指定感染症の場合と同様に、国からの積極的な指導助言を求めながら対応する。</p> <p>8. 感染症対策と食品保健対策の連携</p> <p>(1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合に、保健所長等の指揮のもとに、食品保健部門にあつては主として喫食調査及び食品調査等を行うとともに、感染症対策部門にあつては、患者等に対する疫学調査及び病原体調査を行う等役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。</p> <p>(2) 原因となる食品等の究明に当たっては、保健所は、県衛生研究所、国立医薬品衛生研究所等との連携を図る。</p> <p>(3) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品保健部門にあつては、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、また、感染症対策部門においては、二次感染を防止するため必要に応じ消毒等を行う。</p> <p>(4) 二次感染によるまん延の防止について、感染症対策部門は他感染症に関する情報の公表等必要な対策を講じる。</p> <p>9. 感染症対策と環境衛生対策の連携</p> <p>水や空調設備、ねずみ族、昆虫又は野鳥等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講じるに当たっては、感染症対策部門は環境衛生部門との</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>(3) <u>狂犬病などの動物由来感染症が発生した場合には、動物衛生部門と連携して対応する。また、家きん(鶏、あひる、うずら又は七面鳥)を介した感染症のまん延の防止のため、家畜衛生部門との連携を図る。</u></p> <p>(4) <u>検疫所より検疫感染症の病原体の保有又は感染したおそれがあり、健康状態に異状のある旨の報告を受けた場合には、検疫所と連携し、感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。〈感染症法第 15 条の 2〉</u></p> <p>9. <u>関係各機関及び関係団体との連携</u> <u>感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるように、県の関係部局と相互に連携を図るとともに、国や他の地方公共団体との連携体制、医師会等の医療関係団体との連携体制を構築する。</u></p>	<p>連携を図る。</p> <p>10. 感染症対策と家畜衛生対策の連携 家きん(鶏、あひる、うずら又は七面鳥)を介した感染症のまん延の防止のための対策を講じるに当たっては、感染症対策部門は家畜衛生部門との連携を図る。</p> <p>11. 検疫体制との連携 我が国に常在しないウイルス性出血熱等の検疫感染症の患者発生時は、検疫所と連携のもと、水際での感染症のまん延の防止に努める。</p> <p>12. 関係各機関及び関係団体との連携 感染症のまん延の防止のためには、特に集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるように国と地方公共団体、地方公共団体相互間の連携体制及び行政機関と医師会等の医療関係団体と関係部局の連携体制を構築する。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体等の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする。</p> <p>(2) 医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般医療の延長線上で行われるべきであるとの認識のもと、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、感染症指定医療機関においては、</p> <p>① 感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、</p> <p>② 通信の自由が実効的に確保されるよう必要な措置を講ずること、</p> <p>③ 患者がいたがらずに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング(相談)を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと、</p> <p>などに留意する。</p> <p>また、<u>結核指定医療機関</u>においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。</p> <p>(3) <u>第一種感染症指定医療機関</u>、<u>第二種感染症指定医療機関</u>及び<u>結核指定医療機関</u>は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や国立感染症研究所、国立国際医療センター、<u>特定感染症指定医療機関</u>との連携体制を構築する。</p>	<p>第三 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体等の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする。</p> <p>(2) 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を確保しながら、一般医療の延長線上において行われるべきであるとの認識のもと、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、感染症指定医療機関においては、感染症の患者に対しては、感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、通信の自由が実効的に確保されるよう必要な措置を講ずること、患者がいたがらずに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング(相談)を患者の心身の状況を踏まえつつ行う。</p> <p>(3) <u>特定感染症指定医療機関</u>、<u>第一類感染症指定医療機関</u>及び<u>第二種感染症指定医療機関</u>は、その機能に応じてそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制を構築する。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧																			
<p>2. 国による医療の提供体制</p> <p>厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、表2のとおり特定感染症指定医療機関を指定している。</p> <p style="text-align: center;">表2 特定感染症指定医療機関(平成29年4月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">医療機関名</th> <th style="width: 40%;">所在地</th> <th style="width: 30%;">指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田赤十字病院</td> <td>千葉県成田市飯田町90-1</td> <td style="text-align: center;">2床</td> </tr> <tr> <td>国立国際医療研究センター病院</td> <td>東京都新宿区戸山1-21-1</td> <td style="text-align: center;">4床</td> </tr> <tr> <td>常滑市民病院</td> <td>愛知県常滑市飛香台3-3-3</td> <td style="text-align: center;">2床</td> </tr> <tr> <td>りんくう総合医療センター</td> <td>大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23</td> <td style="text-align: center;">2床</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	指定病床数	成田赤十字病院	千葉県成田市飯田町90-1	2床	国立国際医療研究センター病院	東京都新宿区戸山1-21-1	4床	常滑市民病院	愛知県常滑市飛香台3-3-3	2床	りんくう総合医療センター	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23	2床	<p>2. 国による医療の提供体制</p> <p>(1) 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症及び二類感染症の患者を入院させる医療機関として、総合的な診療機能を有するとともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院として、表2のとおり特定感染症指定医療機関を指定している。</p> <p style="text-align: center;">表2 特定感染症指定医療機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">特定感染症指定医療機関名</th> <th style="width: 40%;">指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立泉佐野病院</td> <td style="text-align: center;">2床</td> </tr> </tbody> </table>	特定感染症指定医療機関名	指定病床数	市立泉佐野病院	2床
医療機関名	所在地	指定病床数																		
成田赤十字病院	千葉県成田市飯田町90-1	2床																		
国立国際医療研究センター病院	東京都新宿区戸山1-21-1	4床																		
常滑市民病院	愛知県常滑市飛香台3-3-3	2床																		
りんくう総合医療センター	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23	2床																		
特定感染症指定医療機関名	指定病床数																			
市立泉佐野病院	2床																			
<p>3. 県による医療の提供体制</p> <p>(1) 県は、主として二類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、表3のとおり第一種感染症指定医療機関を指定している。＜感染症法第38条第2項＞</p>	<p>3. 県による医療の提供体制</p> <p>(1) 県は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、新法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合する病院として表3のとおり第一種感染症指定医療機関を指定している。</p>																			

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧																																
<p>表3 第二種感染症指定医療機関(平成29年4月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">医療機関名</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良県立医科大学附属病院</td> <td>橿原市四条町840</td> <td>2床</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県は、<u>二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、表4のとおり第一種感染症指定医療機関を指定している。</u>＜感染症法第38条第2項＞</p> <p>今後も二次医療圏ごとに病床指定することができる整備を進める。また、第二種感染症指定医療機関は、国の基準では必ずしも病室を陰圧化する必要はないが、開設者の協力を得て、可能な限り陰圧化を進める。</p>	医療機関名	所在地	指定病床数	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	2床	<p>表3 第一種指定医療機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">第一種指定医療機関名</th> <th style="width: 60%;">指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良県立医科大学付属病院</td> <td>2床</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 2類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する県内の病院のうち、<u>新法第38条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する者について、第二種感染症指定医療機関は表4のとおりである。</u></p>	第一種指定医療機関名	指定病床数	奈良県立医科大学付属病院	2床																						
医療機関名	所在地	指定病床数																															
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	2床																															
第一種指定医療機関名	指定病床数																																
奈良県立医科大学付属病院	2床																																
<p>表4 第二種感染症指定医療機関(平成29年4月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">医療機関名</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">指定病床数</th> <th style="width: 10%;">医療圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良県立医科大学附属病院</td> <td>橿原市四条町840</td> <td>7床</td> <td>中和</td> </tr> <tr> <td>済生会中和病院</td> <td>桜井市大字阿部 323</td> <td>4床</td> <td>東和</td> </tr> <tr> <td>市立奈良病院</td> <td>奈良市東紀寺町1 -50-1</td> <td>1床</td> <td>奈良</td> </tr> <tr> <td>南奈良総合医療センター</td> <td>吉野郡大淀町大字 福神8-1</td> <td>4床</td> <td>南和</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	指定病床数	医療圏	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	7床	中和	済生会中和病院	桜井市大字阿部 323	4床	東和	市立奈良病院	奈良市東紀寺町1 -50-1	1床	奈良	南奈良総合医療センター	吉野郡大淀町大字 福神8-1	4床	南和	<p>表4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">二次医療圏</th> <th style="width: 45%;">第二種感染症指定医療機関名</th> <th style="width: 40%;">圏域別病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良</td> <td rowspan="2">大倭病院</td> <td rowspan="2">6床</td> </tr> <tr> <td>西和</td> </tr> <tr> <td>東和</td> <td rowspan="3">恩賜財団済生会中和病院</td> <td rowspan="3">10床</td> </tr> <tr> <td>中和</td> </tr> <tr> <td>南和</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	第二種感染症指定医療機関名	圏域別病床数	奈良	大倭病院	6床	西和	東和	恩賜財団済生会中和病院	10床	中和	南和
医療機関名	所在地	指定病床数	医療圏																														
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	7床	中和																														
済生会中和病院	桜井市大字阿部 323	4床	東和																														
市立奈良病院	奈良市東紀寺町1 -50-1	1床	奈良																														
南奈良総合医療センター	吉野郡大淀町大字 福神8-1	4床	南和																														
二次医療圏	第二種感染症指定医療機関名	圏域別病床数																															
奈良	大倭病院	6床																															
西和																																	
東和	恩賜財団済生会中和病院	10床																															
中和																																	
南和																																	

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧						
<p>(3) 県は、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、表5のとおり結核病床を有する医療機関として結核指定医療機関に指定している。</p> <p>＜感染症法第38条第2項＞</p> <p>表5 結核指定医療機関(結核病床を有する医療機関)(平成29年4月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">医療機関名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">結核病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良医療センター</td> <td>奈良市七条2丁目789</td> <td>40床(35床稼働)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 二類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる場合があるため、県は、そのために必要な対策を講ずる。</p>	医療機関名	所在地	結核病床数	奈良医療センター	奈良市七条2丁目789	40床(35床稼働)	<p>(新設)</p> <p>(3) 県は、感染症患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び移送機関等(消防機関を含む。)に対し、感染症等に関し、適切に情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策の実施等に万全を期す。また、新感染症の所見がある者を移送する場合には、国に積極的な協力を求めていく。</p> <p>さらに、消防機関が移送した傷病者が新法第12条第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し、適切に情報等を提供する。</p> <p>(4) 1類感染症又は2類感染症の集団発生の場合には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる場合があるため、県は、そのために必要な対策を講ずる。</p>
医療機関名	所在地	結核病床数					
奈良医療センター	奈良市七条2丁目789	40床(35床稼働)					

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>4. その他、感染症に係る医療の提供</p> <p>(1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることがある。具体的には、<u>一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供される。そのため、一般の医療機関においても、国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延防止のために必要な措置を講じる。さらに、感染症患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療を提供する。県等は、疾患ごとの普及啓発や研修会を開催するとともに、周知に努める。</u></p> <p>(2) <u>一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県は、当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど、初期診療体制の確立に努める。</u></p> <p>(3) 県等は、感染症患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、<u>関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関する研修会開催や情報提供などを行い、密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策の実施等に万全を期す。また、新感染症の所見がある者を移送する場合は、国内に積極的な協力を求める。</u></p> <p>さらに、消防機関が移送した傷病者が感染症法に規定する患者であると医療</p>	<p>4. その他の医療の提供体制</p> <p>(1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されることがあるため、一般の医療機関においても、国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 1類感染症、2類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立し、<u>地域における医療提供体制に混乱が生じないよう努める。</u></p> <p>(3) 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、県においては、医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">(組み替え)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供するとともに、保健所は移送担当者等の接触者への健康管理等適切に対応する。＜感染症法第 12 条第 1 項第 1 号等＞</p> <p>(4) 県等は、<u>新型コロナウイルス等</u>の感染症の流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、<u>医薬品の備蓄又は確保に努める。</u></p> <p>5. 関係各機関及び関係団体との連携</p> <p>(1) 感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、<u>新感染症、二類感染症及び三類感染症及び新型コロナウイルス等</u>感染症に対応する感染症指定医療機関については、<u>国及び県がそれぞれの役割分担に基づき、積極的な指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所は、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等と緊密に連携を図り、感染症対策を推進する。</u></p> <p>(3) 一般の医療機関は、多くの場合、<u>感染症患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点や感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供といった観点からも極めて重要である。このため、県等は、医師会等の医療関係団体等との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>5. 関係各機関及び関係団体との連携</p> <p>(1) 感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、<u>新感染症、一類感染症及び二類感染症</u>に対応する感染症指定医療機関については、<u>国及び県がそれぞれの役割分担において、積極的な指導を行う。</u></p> <p>(2) 一般の医療機関は多くの場合、<u>感染症患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供といった観点からも極めて重要である。このため、保健所においては感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携を図るため医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>(第五に組み替え)</p>	<p>第四 感染症の調査研究に関する事項</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症に関する調査及び研究は感染症対策の基本となるべきものである。このため、県は国や他の地方公共団体、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携を確保し、必要な調査及び研究の方向性の提示、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進する。</p> <p>2. 国との連携</p> <p>特別な対応が必要な感染症が発生した場合には、国と連携をとりながら、共同研究や積極的疫学調査を行うとともに、感染症対策に直接結びつく応用的研究等を推進することが重要である。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌の出現時等において、総合的なネットワークとして、感染症に関する調査及び研究を推進していく体制を、国を中心として構築する。</p> <p>3. 県における調査研究の推進</p> <p>(1) 県における調査研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び県における感染症の技術的かつ専門的な機関である保健環境研究センターが県主管部局と連携を図りつつ計画</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
	<p>的に取り組む。</p> <p>(2) 保健所においては、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を県保健環境研究センター等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を果たす。</p> <p>(3) 保健環境研究センターにおいては、県主管部局及び保健所との連携の下に、感染症の調査、研究、試験検査及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表等を通じて感染症対策の技術的かつ専門的な役割を果たす。</p> <p>(4) 県における調査及び研究については、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用等により、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組を行う。</p> <p>4. 関係機関及び関係団体との連携</p> <p>感染症に関する調査及び研究に当たっては、国立感染症研究所や国立国際医療センター等関係各機関及び関係団体が適切な役割分担をはじめ相互に十分な連携を図る。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上、調査研究に関する事項</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>感染症対策において、病原体等の検査実施体制及び検査能力(以下「病原体等の検査体制等」という。)を十分有することは、人権の尊重や感染拡大防止の観点から極めて重要である。このため、県は、保健研究センターをはじめとする各関係機関における病原体等の検査体制等の充実を進め、保健研究センターは、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関における調査・研究に協力するとともに、調査・研究に携わる人材の育成等推進する。</p> <p>2. 県における方策</p> <p>(1) <u>保健研究センター</u>は、<u>二類感染症の病原体等に関する検査</u>について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。県は、<u>広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議する。</u>また、<u>二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、保健研究センターにおいて、人体から検出される病原体及び水、環境、又は動物に由来する病原体の検出が可能になるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。</u></p> <p>(2) 保健研究センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行う。</p>	<p>第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 感染症対策において、病原体等の検査実施体制及び検査能力(以下「病原体等の検査体制等」という。)を十分有することは、人権への配慮の観点や感染拡大防止の観点から極めて重要である。</p> <p>(2) このため、<u>国立感染症研究所等と連携のもと、県保健環境研究センター</u>をはじめとする各関係機関における病原体等の検査体制等の充実を進めていくことが重要である。このほか、県は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関における検査等に対し、技術支援等を実施する。</p> <p>2. 県における方策</p> <p>(1) 保健環境研究センターは、1類感染症、2類感染症、3類感染症及び4類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。また、5類感染症の病原体等の検査について、その検査能力に応じて実施できる体制を整える。</p> <p>(2) 保健環境研究センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行う。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>(3) 保健研究センターは、病原体等の情報の収集にあたって、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、大学の研究機関、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携を図り実施する。</p> <p>(4) 保健所は、地域における感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を保健研究センター等との連携の下に進め、<u>感染症対策の拠点としての役割を果たす。</u>また、<u>国における感染症及び病原体等に関する調査及び研究に協力する。</u></p> <p>(5) 県は、保健研究センターの病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、<u>国立感染症研究所や他自治体の地方衛生研究所等と連携の上、検査体制の整備を図るとともに、感染症情報センターを中心として、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築し、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し公表する。</u></p> <p style="text-align: right;">(組み替え)</p>	<p>(3) 県は、保健環境研究センターの病原体等の検査に係る役割を明確にした上で、国立感染症研究所・民間検査機関等それぞれの連携分担を図る。とりわけ血清型の検討、変異株の検討、それに対応できるワクチン株の検討を行う必要がある病原体については、国立感染症研究所、他の都道府県等の衛生研究所等と連携の上、検査体制の整備を図る。</p> <p>(4) 保健所は、保健環境研究センターと連携して、自らの役割を果たせるよう体制の充実を図る。</p> <p>3. 県における総合的な病原体情報の収集分析及び公表体制の構築 感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに感染症発生動向調査の両輪として位置づけられるものである。県においては、感染症情報センターを中心として、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し公表する。</p> <p>4. 関係各機関及び関係団体との連携 保健環境研究センターは、病原体等の情報の収集に当たって、医師会等の関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術</p> <p style="text-align: right;">(組み替え)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第六 人材の養成に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p><u>現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分に有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材の確保が必要となっている。県等は、感染症に関する幅広い知識や研究成果について、保健・医療現場に普及させる役割を担うことができる人材の養成・確保を行う。また、奈良県立医科大学をはじめとする医療関係従事者養成機関においては、感染症に関する教育の充実に努めるとともに、医師会等においては会員等への研修を更に充実するよう努める。</u></p> <p>2. 県等における人材の育成</p> <p>県等は、保健所及び保健研究センターの職員等に、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会や学会等に積極的に参加を促し、また、講習会等を開催すること等で、専門的資質の向上を図る。</p>	<p>第六 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p><u>新たな感染症対策に対応できる知見を十分に有する者が少なくなっている一方、新たな感染症に対応できる知見を有する多様な人材の確保が改めて必要となっている。感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う。また、特に、県立医科大学をはじめとした医療機関において、感染症に関する教育を更に充実させて行くことが必要である。</u></p> <p>2. 連携した人材の育成</p> <p>県は、保健所及び保健環境研究センターの職員等の資質の向上のため及び感染症指定医療機関の医師をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で開催される感染症に関する講習会に積極的に参加を促すとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナー等にこれらの者を参加させるなど資質の向上を図る。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>3. 医師会等における人材の養成 感染症指定医療機関は、勤務する医師等の診療能力向上のために研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。</p> <p>4. 関係各機関及び関係団体との連携 県等は、関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。</p> <p>5. 発生時対応訓練の実施 一類感染症等の発生時に円滑な対応がとれるよう、県等は、定期的に感染症指定医療機関等と連携して、情報伝達、患者移送、消毒、疫学調査等の訓練を行う。</p>	<p>3. 県における人材の養成 県は、講習会等を開催すること等で、より保健所等の職員の専門的資質の向上を図るとともに、感染症に関する幅広い知識を習得した実地疫学専門家の保健環境研究センターや保健所等における活用等を行う。</p> <p>4. 医師会等における人材の養成 感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の診断や治療などの能力向上のための研修会等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。</p> <p>5. 関係各機関及び関係団体との連携 県は、各関係各機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第七 感染症に関する啓発・知識の普及並びに感染症の患者等の<u>人権の尊重</u>に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>県等は、<u>県民に対して、適切な情報の公表と正しい知識の普及等を行う。</u>医師等においては、<u>患者等への十分な説明に基づいた医療を提供する。</u>県民は、<u>感染症は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう</u>に配慮する。<u>また、県等が、感染症のまん延の防止のための措置を行う際は、患者等の人権を尊重する。</u></p> <p>2. 県等における方策</p> <p>(1) 県は<u>市町村と連携し、診療、就学、就業、交通機関や施設の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレットや教材の作成、ホームページでの啓発、キャンペーンや各種研修会の実施、相談機能の充実を図る。</u>特に、保健所は、<u>地域における感染症対策の中核的機関として、医療機関等と連携する等の啓発、相談機能の充実を図る。</u></p> <p>(2) 患者に関する情報の流出を防止するため、<u>医療機関を含む関係機関の職員に対して、研修等を通じ、個人情報保護に関する意識の高揚を図るとともに適切な指導を行う等その徹底を図る。</u></p> <p>(3) 医師が<u>感染症法に基づき届出を行った場合には、保健所は状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等</u>を通知するように努める。</p> <p>(4) 報道機関に対し、<u>感染症に関する正しい知識を広く普及できるような確かな情報を提供し、平時から連携を図る。</u>また、<u>誤った情報や不適切な情報が報道され</u></p>	<p>第七 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>県は、<u>適切な情報の公表と正しい知識の普及等を行う。</u>医師等については、<u>患者等への十分な説明と相違に基づいた医療を提供する。</u>県民は、<u>感染症の予防について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう</u>に配慮する。</p> <p>2. 県における方策</p> <p>(1) 診療、就学、就業、交通機関や施設の利用等の場面において、<u>患者等への差別や偏見の解消等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンの実施、各種研修会の実施、教材の作成や相談機能の充実を図る。</u>特に保健所は<u>地域における感染症対策の中核的機関として、医療機関等と連携のうえ感染症についての的確な情報提供、相談等を行う。</u></p> <p>(2) 患者に関する情報の流出を防止するため、<u>医療機関を含む関係機関の職員に対して研修等を通じ、個人情報保護に関する意識の高揚を図るとともに適切な指導を行う等その徹底を図る。</u></p> <p>3. その他の方策</p> <p>(1) 医師が法第12条第1項の届出を行った場合には、<u>状況に応じて患者等へ当該届出の事実等</u>を通知するように保健所が努める。</p> <p>(2) 県は、<u>報道機関等多様な媒体を通じて、常に感染症に関する正しい知識を広く普及できるよう常に的確な対応に努め、万一誤った情報や不</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>た場合には、速やかにその訂正がなされるように対応する。</p> <p>(第十へ組み替え)</p> <p>3. <u>関係各機関及び関係団体との連携</u> <u>国や他の地方公共団体、医師会等の医療関係団体と連携を図るため、定期的な情報交換を図る。</u></p>	<p>適切な情報が報道された場合には迅速に対応する。</p> <p>(3) 法は、国内に居住し又は滞在する外国人に対しても同様に適用されるため、患者を含むこれらの者に対する情報の提供について、外国語で説明したパンフレットを備える等配慮する。 <u>また、医療費の負担能力のない外国人についても、国に要望する等行政的配慮を検討する。</u></p> <p>4. <u>関係各機関及び関係団体との連携</u> <u>国の行政機関と地方公共団体間、地方公共団体相互間等において、それぞれの機関が定期的に情報の交換を行うことにより、密接な連携を図る。</u></p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第八 緊急時における感染の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関する事項</p> <p>1. 緊急時における対応方策</p> <p>(1) 県は、二類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について、ガイドライン、マニュアル等で定める。</p> <p>(2) 県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認められた時は、<u>感染症患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を密にし、必要な措置を定め、医療関係団体や消防機関等との連携を密にし、必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。</u></p> <p>(3) 県は、住民や関係機関への啓発等により、その発生や二次感染を防止するとともに、<u>医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内各部の総合対策を講じる必要があるときは、当該感染症に係る庁内対策会議を開催する。</u></p> <p>(4) 県民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認められるときは、<u>国等の要請に応じて、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣、その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を努める。</u></p> <p>(5) <u>新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合は、国から職員や専門家の派遣等を要請し、適切な対応が講じられるよう努める。</u></p>	<p>第八 緊急時における感染の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関する事項</p> <p>1. 緊急時における対応方策</p> <p>(1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法について必要な計画を定め、公表する。</p> <p>(2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認められた時は、国からこの法律により行われる事務について必要な指示を受け、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県に十分な知見が集積されていない状況で対策が必要とされる場合は、国から職員や専門家の派遣を受けるものとする。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>2. 国との連絡体制</p> <p>(1) <u>感染症法に規定する感染症の発生状況について、国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他の感染症への対応について緊急と認める場合は、国との密接な連携を図る。</u>＜<u>感染症法第12条第2項</u>＞</p> <p>(2) <u>緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行うこととする。また、緊急時においては、感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について、国から積極的に情報収集するとともに、患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図る。</u></p> <p>(3) <u>検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、水際での感染症侵入防止に努める。</u>＜<u>感染症法第15条の2、第15条の3</u>＞</p> <p>3. 他の地方公共団体及び関係団体との連絡体制</p> <p>(1) 県は、関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供する。また、緊急時における連絡体制を整備しておく。</p> <p>(2) 県は、県内の複数の市町村にわたり感染症が発生した場合で緊急を要するときは、市町村に対し統一的な対応方針を提示するなど感染の拡大防止に努める。また、感染症の発生状況や緊急度等を勘案し、必要に応じて、相互に連携</p>	<p>2. 国との連絡体制</p> <p>(1) 県は、<u>新法第12条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症や指定感染症への対応を行う場合その他の感染症への対応については、前もって体制を整備しておくことはもちろんのこと、緊急と認める場合にあっては、国との密接な連携を図る。</u></p> <p>(2) <u>検疫所から第一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、水際でのまん延の防止に努める。</u></p> <p>(3) <u>緊急時においては、県は国から感染症の患者の発生状況や医学的な知見など有益な情報の可能な限り収集するとともに、本県における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとる。</u></p> <p>3. 他の地方公共団体との連絡体制</p> <p>(1) <u>関係地方公共団体は密接な連携を保ち、感染症の発生状況や緊急度等を勘案し、必要に応じて、相互に密接な連携を確保し、専門家の派遣等を行うなどの対策を講じる。</u></p> <p>また、県又は保健所から消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。</p> <p>(2) 県は、関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な状況を伝達するとともに、緊急時における連絡体制を整備しておく。</p> <p>(3) 県内の複数の市町村にわたり感染症が発生した場合は、緊急を有する必要があるとき県は、統一的な対応方針を提示するなど感染の拡大防止に努める。</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p><u>職員、専門家の派遣等を行うなどの対策を講じる。また、医師会等の関係団体と緊密な連携を図る。</u></p> <p>(3) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合は、関係都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努める。</p> <p>4. 緊急時における情報提供</p> <p><u>緊急時においては、国の助言や情報提供を受け、県民に対して感染症の患者の発生状況や医学的知見など、県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、可能な限り提供する。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行う。</u></p> <p>第九 特定感染症予防指針</p> <p>1. 結核対策 (略)</p> <p>2. 後天性免疫不全症候群・性感染症対策 (略)</p> <p>3. 麻しん対策 (略)</p> <p>4. 風しん対策 (略)</p> <p>5. 蚊媒介感染症対策 (略)</p> <p>6. インフルエンザ等対策 (略)</p>	<p>(4) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合は、関係府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努める。</p> <p>4. 関係団体等との連絡体制</p> <p>県は、医療関係団体等との連絡体制強化に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p>第1土 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <p>1. 施設内感染の防止</p> <p>(1) 県等は、病院、診療所、社会福祉施設等において、感染症が発生しまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれら施設の開設者又は管理者に適切に提供する。</p> <p>(2) 施設の開設者又は管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、平時から施設内の患者や職員の健康管理を行うことにより、感染症の早期発見に努める。</p> <p>(3) 医療機関は、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、実際にとった措置等に関する情報を、県等や他の施設等に提供することにより、その共有化に努める。<u>社会福祉施設等においても、施設内での感染防止を図るための対策を推進する。</u></p> <p>(4) 院内・施設内感染が発生した場合、所管の保健所等に速やかに情報提供する。情報提供を受けた保健所は、まん延防止に係る技術的指導を行う。</p> <p>(5) 県等は、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、<u>施設内感染に関する情報等を、病院、診療所、社会福祉施設等の現場の関係者に普及していく。</u></p> <p>2. 災害時の感染症対策</p> <p>災害発生時の感染症の発生予防やまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであることを考慮して、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生やまん延の防止に努める。その際、保健所等を拠点として、医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。<u>なお、災害時の対応については、奈良県地域防災計画に</u></p>	<p>第九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <p>1. 施設内感染の防止</p> <p>(1) 県は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報をこれら施設の開設者又は管理者に適切に提供する。</p> <p>(2) 施設の開設者及び管理者にあっては、提供された感染症に関する情報に基づき必要な措置を講ずるとともに、ふだんより施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見できるように努める。</p> <p>(3) 医療機関は、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 災害防疫</p> <p>災害発生時の感染症の発生及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われているものであるため、県防災計画に基づき、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。</p> <p>その際、県においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、</p>

奈良県感染症予防計画 新旧対照表

新	旧
<p><u>基づき実施する。</u></p> <p>3. 動物由来感染症対策</p> <p>(1) <u>県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、感染症法第 13 条に規定する届出の義務について周知するとともに、保健所等、関係機関及び獣医師会などの関係団体等との連携を図り、県民への情報提供を行う。</u></p> <p>(2) <u>県等は、積極的疫学調査の一環として、動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査により、広く情報を収集する。このため、保健所、保健研究センター、動物衛生部門、家畜衛生部門等が連携した体制を構築する。</u></p> <p>(3) <u>県等は、動物由来感染症の予防及びまん延防止のため、病原体を媒介するおそれのある動物対策や、動物等取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門、動物衛生部門、家畜衛生部門等が相互に連携をとりながら対策を講じる。</u></p> <p>4. <u>外国人に対する情報提供等</u></p> <p><u>感染症法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、患者を含むこれらの者に対する情報の提供について、保健所に外国語で説明したパンフレットを備える等の配慮をする。</u></p>	<p>防疫活動、保健活動等を実施する。</p> <p>3. 動物由来感染症対策</p> <p>(1) 動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、新法第 13 条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により、連携を図り、県民への情報提供を進める。</p> <p>(2) 積極的疫学調査の一環として、動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査により、広く情報を収集することが重要であるので、保健所、保健環境研究センター、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制を構築する。</p> <p>(3) 動物由来感染症の予防及びまん延防止の対策については、媒介動物対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、県の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとる。</p> <p>(第七から組み替え)</p>